

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の1は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、①に掲げる法人にあつては第6号様式又は第8号様式に添付し、②に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- ① 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- ② 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の2は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、①に掲げる法人にあつては第6号様式又は第8号様式に添付し、②に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- ① 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限り）の規定の適用を受けようとする法人
- ② 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限り）の規定の適用を受けようとする法人
- (3) この明細書の3は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、①に掲げる法人にあつては第6号様式又は第8号様式に添付し、②に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- ① 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- ② 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「1. 更正欠損金額等の控除明細書」の「債務の免除を受けた金額①」から「計⑦」までの欄	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表7(2)）の1から7までの各欄の金額を、連結申告法人（連結子法人を除きます。）にあつては法人税の明細書（別表7の2附表3）の1から7までの各欄の金額を記載します。	
2 「欠損金額等又は災害損失金額⑨」	第6号様式別表9の控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額及び第6号様式別表10の控除未済の災害損失金の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額を記載します。	
3 「⑦と⑩のうち少ない金額⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)①に掲げる法人が記載します。	
4 「⑦と⑧のうち少ない金額⑫」	「1 この明細書の用途等」(1)②に掲げる法人が記載します。	
5 「2. 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の「債務の免除を受けた金額⑬」から「計⑭」までの欄	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表7(2)）の12から17までの各欄の金額を、連結申告法人（連結子法人を除きます。）にあつては法人税の明細書（別表7の2附表3）の12から17までの各欄の金額を記載します。	
6 「欠損金額等又は災害損失金額⑯」	第6号様式別表9の控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額及び第6号様式別表10の控除未済の災害損失金の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額を記載します。	
7 「⑯の金額を控除する前の所得⑰」	第6号様式の⑯の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額又は第6号様式別表5の⑰の欄の金額を記載します。	
8 「⑱、⑳又は㉑のうち最も少ない金額㉒」	「1 この明細書の用途等」(2)①に掲げる法人が記載します。	
9 「⑱、⑲又は㉑のうち最も少ない金額㉓」	「1 この明細書の用途等」(2)②に掲げる法人が記載します。	
10 「2. 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の「債務の免除を受けた金額㉔」から「計㉕」までの欄	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表7(2)）の23から26までの各欄の金額を、連結申告法人（連結子法人を除きます。）にあつては法人税の明細書（別表7の2附表3）の23から26までの各欄の金額を記載します。	
11 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額㉖」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額及び第6号様式別表10の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
12 「㉔の金額を控除した後の所得 ㉔」	第6号様式の㉔の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額から㉔の欄の金額を控除した金額又は第6号様式別表5の㉔の欄の金額から㉔の欄の金額を控除した金額を記載します。	
13 「㉔の金額を控除する前の所得 ㉔」	第6号様式の㉔の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額又は第6号様式別表5の㉔の欄の金額を記載します。	
14 「㉔、㉕又は㉖のうち最も少ない金額㉗」	「1 この明細書の用途等」(3)①に掲げる法人が記載し、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉔、」をまつ消すこと。	
15 「㉔、㉕又は㉖のうち最も少ない金額㉗」	「1 この明細書の用途等」(3)②に掲げる法人が記載し、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉔、」をまつ消すこと。	